

# 保育所等入所選考基準表

順位	保護者の状況		基準点数	
5	家庭外就労(育児休業は復職月から)	常勤	月120時間以上の就労を常態としている場合	9
		非常勤	月120時間以上の就労を常態としている場合	8
			月80時間以上120時間未満の就労を常態としている場合	7
			月48時間以上80時間未満の就労を常態としている場合	6
			上記以外	家庭外就労のうち登録社員等で、月120時間以上の就労を常態としている場合
		家庭外就労のうち登録社員等で、月48時間以上120時間未満の就労を常態としている場合	7	
6	家庭内就労	自営中心者	月120時間以上の就労を常態としている場合	8
			月48時間以上120時間未満の就労を常態としている場合	7
		自営協力者	月120時間以上の就労を常態としている場合	7
			月80時間以上120時間未満の就労を常態としている場合	5
			月48時間以上80時間未満の就労を常態としている場合	4
		内職	月48時間以上で月収15,000円以上の内職をしている場合	4
7	出産	出産予定月の前2か月・出産後2か月	7	
3	疾病、負傷、障害	疾病、負傷	入院しているか、または入院が決定している場合	11
			全治1ヶ月以上の安静加療を要する場合	11
			療養のため保育できない場合(精神性も含む)	8
		障害	身体障害者手帳の1級・2級または療育手帳のA・Aの場合	11
			身体障害者手帳の3級・4級または療育手帳のB・Cの場合	9
4	介護(看護)	常時寝たきりとなっている家族、身体障害者手帳の1級・2級または療育手帳のA・A、要介護認定3・4・5級を所持している家族を常時介護している場合		10
		週3日以上、疾病等の家族の介護、身体障害者手帳の3・4級または療育手帳のB・C、要介護認定1・2級を所持している家族を常時介護している場合		7
		入院している家族に常時付き添っている場合		4
		上記以外で、介護または付き添い看護が必要な場合		3
1	災害	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育できない場合		12
8	町長が認める特例(1)	週3日以上家庭外で、就学、技能習得等のため保育できない場合(自動車教習所は不可)		6
		申請月の翌月に就労予定がある場合		5
		育児休業が申請月の翌月に終了する場合		4
		求職活動を継続して行っている場合		4
		上記各項目以外で、明らかに保育できない場合		5
2	町長が認める特例(2)	両親の死亡や不明、拘禁のため不存在の場合		12
		上記各項目以外(虐待・DV等)で、緊急に入所を要する事由により、明らかに保育できない場合		12

## 加(減)算点数表

家庭状況	加(減)点
一般事項	
(世帯への加減)	
生活保護世帯	+3
ひとり親世帯	+3
父母のいずれかが保育士等として勤務する施設を希望する場合	+3
児童に障害がある場合	+3
現に兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合	+3
保育料に滞納がある場合	-10
就労	
(父母への加減)	
親族が経営している会社等(自営を含む)に勤務している場合	-1
自営で事業所が家庭外の場合	+1